令和7年11月 改正

「海上工事作業に伴う許可申請手続き等の手引き」を改正しました

名古屋海上保安部 航行安全課

名古屋港・内海港・豊浜港で工事・作業を行う皆様へ　主な改正点はこちら！

POINT 1 許可を受けることを要しない工事・作業の例が増えました

（海上工事作業に伴う許可申請手続き等の手引き 第2章第1節3(6)関連）

潜水作業

係留した船舶の周囲5m以内で行う船底清掃などの潜水作業

施設の維持作業

施設管理者が発注する岸壁等の小規模な維持作業（離着岸船舶と調整済みのもの）

中川運河での工事・作業

中川口通船門より北側の水域で、他の工事作業関係者及び運河利用者と調整が図られているもの

調査作業

岸壁（桟橋）上から行う採水・採泥・透明度調査

飛行ドローンによる作業

陸上から単機で無線操縦し、海上に工作物を設置しない撮影・点検・配送など

橋梁における作業

橋梁点検車両による作業、桁下空間に影響しない足場設置

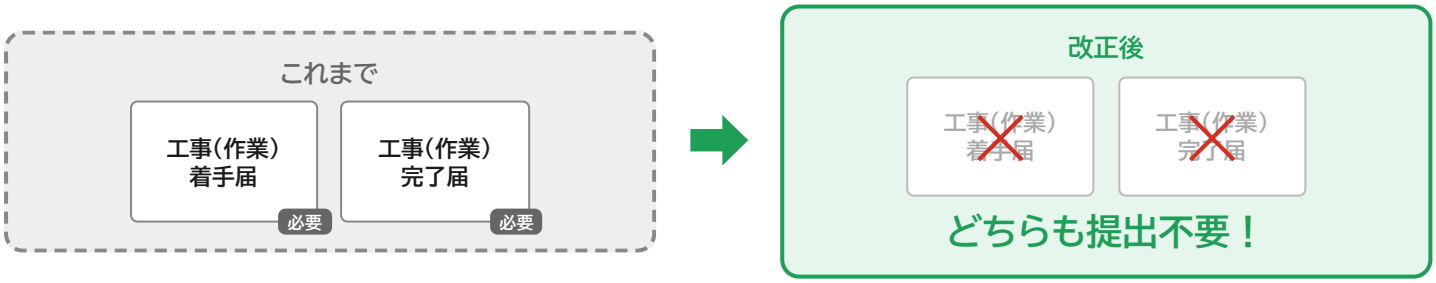
遮へいされた水域での工事・作業

埋立て護岸などで締め切られた水域内で、管理者と調整済みのもの

要件を満たせば許可申請は不要！

⚠ 施工方法などによっては許可が必要な場合があります。判断に迷う場合は、事前にご相談ください。

POINT 2 着手届・完了届の提出が不要になりました



申請書作成時のお願い

緊急連絡系統図に記載する名古屋港海上交通センターの電話番号に誤りが多く見られます。
正しい番号は 052-398-0712 です。

その他の改正点

細かな改正点については、改めて手引きをご確認ください。
QRコード又は下のリンクから手引き（令和7年11月版）をご覧いただけます。

▸ 海上工事作業に伴う許可申請手続き等の手引き（令和7年11月）

お問い合わせ　名古屋海上保安部 航行安全課 第二海務係
〒455-0032 名古屋市港区入船2丁目3番12号 名古屋港湾合同庁舎別館3階
TEL 052-661-1615　受付時間：平日 9時05分～17時